

# 防衛施設庁への要望

懇談会

平成 12 年 11 月 7 日

防衛施設庁労務部労務管理課長	永井伸明
〃 〃 課長補佐	横山博幸
〃 〃 雇用第一係長	菅原 聰
〃 〃 担当	篠田
協同組合日本接骨師会 会長	登山 熊
〃 事務局	近藤好江
〃 〃	多田なをみ

平成 12 年 11 月 7 日

防衛施設庁労務部労務管理課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 熊

傷病休暇・柔道整復医療対象の要望

## 要望の趣旨

防衛施設庁に勤務する労務職員の傷病休暇取り扱いにあたり、柔道整復医療を対象とするよう「基本労務契約」の整備改正を賜りたく要望します。

## 要望の理由

防衛施設庁に勤務する労務職員の傷病休暇取り扱いにあたり、柔道整復医療受診は可であるが、その受診による傷病休暇を不可とすることは、一方では受診を認めて、他方ではそれを否定する矛盾となります。この原因は「基本労務契約」第 7 章 C 節 7 で「医師の診断書」としているためとされています。これは、柔道整復を認めながらその証明を否定する矛盾です。労務職員には柔道整復受診の障害となり、柔道整復師には営業妨害などを惹起することになります。そこで、こうした問題解決を図るために「基本労務契約」について所要の改正を賜りますようお願い申し上げます。